

議案第 83 号

杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 5 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「者は、」の次に「別記様式による宣誓書を」を加え、「の定める上級の
公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名して」を「に提出して」に改め、同
条ただし書中「宣誓を行う」を「宣誓書を提出する」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

宣誓書への押印を要しないこととする等の必要がある。

杉並区職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書を任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては杉並区教育委員会。以下同じ。）に提出して _____から でなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、<u>宣誓書を提出する前</u>においても職員にその職務を行わせることができる。</p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、_____ _____任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員にあつては杉並区教育委員会。以下同じ。）<u>の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してから</u> でなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、<u>宣誓を行う</u> 前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>